

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」というグループミッションのもと、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等全てのステークホルダーに価値を提供することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っています。事業領域である介護・医療・ヘルスケア・シニアライフの市場は、急速かつ継続的に成長し、非常に変化が激しいため、迅速で果断な経営判断を適時適切に行っていく必要があります。同時に、全てのステークホルダーの信頼を得られる透明性と公正性を伴う健全な経営体制の構築が不可欠です。

コーポレート・ガバナンスは、透明・公正かつ迅速・果断な経営の意思決定を実現するための仕組みであり、グループミッション実現と企業価値向上のために取り組むべき重要な経営課題の一つであると考えています。この認識に基づき、以下の基本方針に則って、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを推進していきます。

(1) 株主の権利・平等性の確保

株主の権利の確保

当社は、少数株主・外国人株主も含めた全ての株主に対し、実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保及び適切な権利行使に資するため、適時適切な情報開示を行うとともに、権利行使に関する環境整備に努めます。

株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であると考えており、株主が適切に議決権を行使できるよう、招集通知には賛否の判断に必要な情報を正確に記載するとともに、招集通知の早期発送に加えて当社ホームページへの掲載も行っています。また、多くの株主が参加できるよう、集中日を避けて株主総会を開催しています。

資本政策

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をもって株主に価値貢献をすることが重要だと考えています。限られた経営資源を効率的に活用し、資本コストを超える高いROEを維持しながら、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。獲得した利益は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要な投資に活用しています。配当については、成長に必要な投資を実施した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施可否・配当額を決定することとしています。また、状況に応じ、自己株式の取得等による株主還元も行っています。

大規模な増資等、既存株主の権利に影響を与える資本政策については、その権利を不当に害することのないよう、その必要性・合理性を十分に検討し適正な手続きを経て実施します。

政策保有株式

当社は、政策保有株式として上場企業の株式を保有していません。今後についても、当社の戦略との整合性やシナジー効果、リスク等を総合的に勘案し、企業価値向上に繋がることが合理的に説明できない場合は、保有しません。

買収防衛策

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、IR活動を通じ株主・投資家との良好な関係を構築することが、敵対的買収に対する防衛につながると考えており、買収防衛策は導入していません。

関連当事者取引

当社は、全ての取引について、社内規定に従い、取引の規模及び重要性に応じて、必要な審査・決裁を経て実施しています。

利益相反取引については、一般の取引条件と同様である場合を除き、取締役会の決議及び報告が必要であると定めています。

関連当事者取引については、当該取引により当社が不利益とならないよう、市場における一般的な取引条件を勘案して決定するとともに、その取引状況をモニタリングしています。また、実施した場合は、計算書類の注記表及び有価証券報告書において開示を行います。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、グループミッションに掲げる通り、事業活動を通じて社会に貢献し続けることを目指しています。そのためには、株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーと良好な信頼関係を築き、協働していくことが不可欠です。各ステークホルダーに対する当社の基本的な考え方は以下の通りです。

- 顧客である事業者・従事者・エンドユーザーに対しては、情報をコアとしたサービスを通じて、価値を提供します。
- 取引先に対しては、適正な品質の商品やサービスを適正な価格で調達することにより、健全な共存関係を築きます。
- 従業員に対しては、事業の持続的な成長を通じた様々な成長機会を提供し、会社と従業員の相互発展を目指します。
- 地域社会に対しては、事業活動を通じて高齢社会を取り巻く人々の生活の質の向上に貢献することによって、その持続的な発展を目指します。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、適時適切な情報開示を行い、説明責任を十分果たすことが上場企業としての責務であると考えています。会社法・金融商品取引法をはじめとする法令及び東京証券取引所上場規則に基づく開示はもちろんのこと、株主・投資家の投資判断に影響を与える情報については、適時適切に開示を行います。

(4) 取締役会等の責務

当社は、市場が急激かつ継続して成長し、非常に変化が激しい領域で事業を行っており、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指す上で、迅速で果断な経営判断を適時適切に行える経営体制の構築が必要不可欠です。そのため、監査等委員会設置会社制度を採用し、取締役会から代表取締役社長等に対し業務執行に係る権限を委譲することで迅速で果断な経営判断を促し、取締役会においては経営戦略及び経営課題に関する議論等、より大局的・実質的な議論を行うとともに、業務執行に対する監督機能の強化を図っています。また、監査等委員会においては、取締役会の議決権を有する監査等委員（いずれも独立社外取締役）が監査を行うことにより、監査・監督の実効性の向上を図っています。加えて、取締役の指名、経営陣幹部の選定・解職及び監査等委員でない取締役の報酬決定における客観性・公正性・透明性の確保を目的とし

て、指名・報酬諮問委員会を設置しています。取締役の指名にあたっては、経営環境が激しく変化するなかで、その時々で最も相応しい取締役会の構成を実現するために、当社事業に対する深い理解や、財務・会計・法務・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず候補者とする方針としています。以上の体制により、各取締役がその職責を果たすことが可能となり、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を実現できると考えています。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、中長期的な視点を持った株主・投資家との建設的な対話が必要不可欠であると認識しています。そのため、株主との対話については、最高財務責任者である取締役経営管理本部長が統括し、代表取締役社長と連携し対話の方針を決定しております。四半期ごとの決算説明会で代表取締役社長自らが経営戦略や経営状況について説明しているほか、個別取材にも積極的に応じています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使を可能とする環境の提供及び招集通知の英訳は現在実施していません。今後の議決権の行使状況及び導入に係るコストやメリットを踏まえ、検討していきます。

【原則4-11】

当社は、介護・医療・ヘルスケア・シニアライフという、市場が急速かつ継続して成長し、非常に変化が激しい領域で事業を行っており、その時々で最も相応しい取締役会の構成を実現するために、当社事業に対する深い理解や、財務・会計・法務・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず登用していくことが不可欠と考えています。現在の取締役会は、2名の監査等委員でない取締役(いずれも社内取締役)と3名の監査等委員である取締役(いずれも独立社外取締役)で構成されており、各人の経験や能力及び当社事業に対する理解、迅速な意思決定と内部統制確保のための適切な規模感等の観点で、バランスの取れた人員構成となっています。結果として、現時点においては、ジェンダーの多様性は実現できておりませんが、現在の経営環境において必要となる多様な視点での経営に関する議論が取締役会において活発に行われており、最適な人員構成だと判断しています。また、監査等委員会を構成する3名の監査等委員はいずれも独立社外取締役であり、財務・会計・法務の専門性及び国際的経験や当社事業領域に関する適切な知見を有し、経営の監査・監督が十分に果たせる者を選任しています。今後、経営環境の変化に合わせ、取締役に求めるべき要件は適宜見直していきます。

取締役会の機能の向上については、適切な権限委譲のあり方を必要に応じて見直すことにより、取締役会のモニタリングボードとしての機能を強化しています。また、監査等委員会による監査・監督により、取締役会の実効性は十分に確保されていると考えています。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会では、各取締役が各々の経験と専門性を十分に発揮し、活発な議論・審議を経て重要な意思決定を行っており、実効性を発揮していると認識しています。また、監査等委員会による監査・監督により、取締役会の実効性は十分に確保されていると考えています。取締役会の実効性に関する分析・評価及び結果の開示については、今後必要に応じ検討していきます。

【原則5-2】

当社は、変化の激しい環境の中で事業を行っているため、絶えず戦略をアップデートしていく必要があります。そのため、当社は毎年、中期経営計画を策定またはロールアップしています。その中では戦略だけでなく、売上・利益等の目標値を設定しており、社内には共有を行っています。また、株主・投資家に対しては、決算説明会資料等で戦略の要旨や収益の計画等について説明しています。

収益力・資本効率等の観点では、限られた経営資源を効率的に活用し、資本コストを超える高いROEを実現しながら、当期純利益を継続的に成長させています。今後も持続的な成長と企業価値の向上を目指し、経営戦略や事業ポートフォリオのアップデート、及び成長に必要な投資を積極的に行っていきます。なお、収益力・資本効率等の具体的な目標は開示しておりませんが、株主・投資家の皆様の判断に資するコミュニケーションや開示の方法について、引き続き検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、政策保有株式として上場企業の株式を保有していません。今後についても、当社の戦略との整合性やシナジー効果、リスク等を総合的に勘案し、企業価値向上に繋がることが合理的に説明できない場合は、保有しません。

【原則1-7】

当社は、全ての取引について、社内規定に従い、取引の規模及び重要性に応じて、必要な審査・決裁を経て実施しています。利益相反取引については、一般の取引条件と同様である場合を除き、取締役会の決議及び報告が必要であると定めています。関連当事者取引については、当該取引により当社が不利益とならないよう、市場における一般的な取引条件を勘案して決定するとともに、その取引状況をモニタリングしています。また、実施した場合は、計算書類の注記表及び有価証券報告書において開示を行います。

【原則2-6】

当社は、企業年金制度を採用しておらず、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮すべき局面はございません。今後、企業年金制度を有する企業を買収等により取得した場合においては、必要な対応を行っていきます。

【原則3-1】

(1) 経営理念・経営戦略等については、当社ホームページ、決算説明会資料、有価証券報告書等で開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「I-1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 監査等委員でない取締役の報酬については、客観性・公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしています。報酬決定に際しては、本人の役割、成果・業績等を踏まえ決定します。また、中長期での貢献を促すことを目的として、新株予約権の付与を行うことがあります。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員

会の協議により決定することとしています。

(4)取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選定・解職については、客観性・公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が指名及び選定・解職を決定することとしています。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得た上で指名を決定することとしています。

取締役の指名に際しては、その時々々の経営環境に相応しい取締役会の構成を実現するために、当社事業に対する深い理解、財務・会計・法務・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず候補者とする方針です。代表取締役社長を始めとした経営陣幹部の選定においては、当社の業務に精通し、その職責を全うすることができ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を選定します。

取締役の解任及び経営陣幹部の解職については、法令、定款、社内規定に違反した行為があった場合、その他、求められる役割・責務を果たしていないと、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て取締役会が判断した場合は、取締役会にて取締役会候補者として指名せず、また、その役職を解職します。

(5)現任の取締役の指名についての説明は、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。

【補充原則4-1-1】

当社は、監査等委員会設置会社であり、業務執行の迅速性を確保し取締役会の監督機能を強化する観点から、法令に定める事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できることを定款に定めています。

法令・定款の定めにより決定すべき事項、定款に規程された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な意思決定について、取締役会の決議を必要としており、その基準は「取締役会規程」に明記しています。

また、「職務権限規程」において業務執行に関する各会議体及び各職位の決裁権限を定めています。その内容は法制度や当社の状況等により適宜見直しを実施し、取締役会をはじめとする各会議体・各職位が実効性をもって迅速に意思決定することを目指しています。

【原則4-9】

当社の社外役員の独立性に関する考え方については、本報告書の「II-1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載しています。

【補充原則4-11-1】

原則4-11で記載の通り、当社の事業領域は、市場が急速かつ継続して成長しており、非常に変化が激しいため、その時々で最も相応しい取締役会の構成を実現するために、当社事業に対する深い理解や、財務・会計・法務・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず登用していくことが不可欠だと考えています。

また、取締役会の規模に関しては、定款で取締役の人数を、監査等委員でない取締役は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めており、現在は監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役3名(いずれも独立社外取締役)の合計5名にて構成しています。取締役会として経営の監督及び迅速な意思決定を行うにあたり、必要十分な規模と考えています。

取締役候補者の指名については、客観性・公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が指名を行うこととしています。なお、監査等委員である取締役候補者の指名については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会で指名を行うこととしています。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役の重要な兼職の状況を「定時株主総会招集ご通知」及び有価証券報告書において、毎年開示しています。

取締役の取締役会への出席率及び監査等委員である取締役の監査等委員会への出席率は非常に高く、取締役としての職責を適切に果たしており、合理的な範囲内の兼職であると考えています。

【補充原則4-14-2】

当社は、各取締役の選任において、その時々々の経営環境に合わせ、十分な知識・能力を有し、かつ職責を全うできると判断した人材を指名し、株主総会で承認を得ております。取締役として必要な自己研鑽を求めるとともに、非常に変化の激しい経営環境に対応するため、事業、財務、組織等の経営情報、法制度の改正や業界動向についての情報を適宜提供し、取締役が適切にその役割を果たせるよう努めています。また、必要に応じて、情報収集・知識習得のための外部研修受講等の案内、費用の支援を実施しています。

【原則5-1】

株主との対話については、最高財務責任者である取締役経営管理本部長が統括し、代表取締役社長と連携し対話の方向性を検討しております。四半期ごとに開催する決算会社説明会では代表取締役社長が自ら説明し、必要に応じ個別面談にも参加しています。また、財務部門やリスクマネジメント部門等、IR部門と連携すべき部門はすべてIR部門と同様の経営管理本部に属しており、各部門が必要に応じIR活動への補助を行う等適切な連携を実施しています。

株主との関係性については、実質株主を含めた株主構造の把握に努めると共に、対話内容についても経営陣幹部等に必要に応じフィードバックしています。インサイダー情報の管理については、決算日翌日から決算発表日までは決算情報に関する対話を控える等、インサイダー情報の漏洩防止に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MORO合同会社	15,727,318	18.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,997,800	6.90

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,467,000	6.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,537,200	5.22
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	2,600,200	2.99
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2,518,800	2.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	2,461,141	2.83
アズワン株式会社	2,404,000	2.76
第一生命保険株式会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,118,400	2.44
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	2,027,912	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 2018年9月30日現在の状況です。
- 持ち株比率は自己株式を控除して計算しています。
- ワサッチ・アドバイザーズ・インクから2018年5月2日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2018年4月27日時点で4,327,692株(株券等保有割合4.98%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、保有株券等の数は当該分割を考慮した株数となります。また、株券等保有割合は2018年9月30日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。
- フィデリティ投信株式会社から2018年5月21日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2018年5月15日時点で6,426,600株(株券等保有割合7.39%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、保有株券等の数は当該分割を考慮した株数となります。また、株券等保有割合は2018年9月30日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。
- アセットマネジメントOne株式会社から2018年7月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2018年6月29日時点で5,108,000株(株券等保有割合5.87%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株券等保有割合は2018年9月30日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。
- エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から2018年10月5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2018年9月28日時点で3,495,870株(株券等保有割合4.02%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株券等保有割合は2018年9月30日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松林 智紀	他の会社の出身者											
伍藤 忠春	他の会社の出身者											
伊藤 耕一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松林 智紀	○	○	当社は、松林智紀氏の以前の勤務先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結しています。松林智紀氏が同法律事務所を2017年2月末に退所していること、同氏は当社役員就任後同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、当社と同法律事務所との契約金額は当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しているため、社外取締役に選任します。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、当社が独自に定める独立性基準にも該当していないことから、独立役員に指定しております。

伍藤 忠春	○	○	——	厚生労働省在籍時の知見並びに現在の日本製薬工業協会理事長職を通じ、当社の事業領域である介護・医療分野における豊富な知識・経験を有しているため、社外取締役を選任しております。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、当社が独自に定める独立性基準にも該当していないことから、独立役員に指定しております。
伊藤 耕一郎	○	○	——	公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しているため、社外取締役を選任します。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、当社が独自に定める独立性基準にも該当していないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
内部監査部門が監査等委員会事務局の役割を担い、適宜監査業務を補助します。 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。また、監査等委員会により監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行います。また、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図ります。 内部監査部門は、監査等委員会の職務を補助するとともに、月次で会合をもち、監査計画をはじめ、監査結果や進捗状況を報告し、意見及び情報の交換を行うほか、内部通報制度の運用状況を報告する等、相互連携を図っています。また、会計監査人とは主に金融商品取引法に基づく内部統制監査に関して意見及び情報の交換を行う等、監査の有効性・効率性を高めるため、密に連携を図っています。 また、内部統制部門は、これらの監査により指摘を受けた事項について検討し、必要な対応を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無		あり						
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
------------------	------------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 更新

取締役の指名、経営陣幹部の選定・解職及び監査等委員でない取締役の報酬決定における客観性・公正性・透明性の確保を目的として、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しました。
指名・報酬諮問委員会は次の構成により各委員を選定しております。

委員長：後藤 夏樹（代表取締役社長）

委員：松林 智紀（監査等委員・独立社外取締役）、伊藤 耕一郎（監査等委員・独立社外取締役）

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないと判断します。

1. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者又は過去5年間に於いて業務執行者であった者
2. 当社グループの取引先で、直近事業年度における当社グループとの取引額が当社の年間連結総売上高の1%を超える取引先又はその業務執行者
3. 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の1%を超える者又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金銭・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の1%超もしくは1,000万円超）
5. 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
6. 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
7. 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者
8. 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
9. 当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
10. 過去3年間のいずれかの時点において、上記2から9のいずれかに該当していた者
11. 上記の1から10までのいずれかに該当する者（ただし、5から8に関しては、重要でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族
12. 前各項のほか、一般株主と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ならびに中長期的貢献を促すためにストックオプション制度を導入しております。なお、当社のストックオプションの概要は有価証券報告書をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

本報告書提出時点で、行使権利が失効していないストックオプションの付与対象者となります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2016年6月24日開催の第13期定時株主総会決議にて取締役の報酬限度額を定めています。監査等委員でない取締役の報酬限度額は月額報酬、ストックオプションとしての新株予約権も含み年額200,000千円としています。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100,000千円です。

当社は、取締役の報酬について、前述の株主総会決議の総額の範囲内において決定しています。

監査等委員でない取締役の報酬については、客観性・公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしています。報酬決定に際しては、本人の役割、成果・業績等を踏まえ決定します。また、中長期での貢献を促すことを目的として、新株予約権の付与を行うことがあります。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定することとしています。

なお、2018年3月期における取締役の報酬については、有価証券報告書において総額を記載しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役と協議の上で必要な人員を配置し、適宜必要な資料や情報の提供などのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 業務執行の機能に係る事項 >

取締役会の意思決定及び業務執行が合理的に行われることを目的として、以下の体制をとっております。

- ・原則月1回の取締役会にて、取締役の職務執行状況の報告と法令・定款及び取締役会規程に定めた事項についての決議
- ・原則週1回の経営会議にて、重要な業務執行に係る意思決定、取締役会付議事項やその他重要事項についての審議

< 監査・監督の機能に係る事項 >

コーポレート・ガバナンス及びモニタリング機能強化を目的として、以下の体制をとっております。

- ・社外取締役が、取締役会に出席し、独立した立場から意思決定の妥当性ならびに公正性を監督するとともに、監査等委員会で定められた監査方針に基づき取締役の業務執行ならびに意思決定の適法性、妥当性等を監査
- ・独立役員の要件を満たし、かつ法律及び会計・税務に関する知見を有する社外取締役の選任
- ・内部監査部門が、他の業務執行から独立した立場で、法令等の遵守、業務の有効性などを確保するため、各部門及び子会社等における業務遂行状況を検証・評価し、内部統制の改善に向けた監査を実施

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。体制は以下の通りです。

- ・公認会計士の氏名
指定有限責任社員：野元寿文
指定有限責任社員：脇本恵一

- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士10名
その他29名

< 指名、報酬決定等の機能に係る事項 >

【取締役候補者の指名について】

取締役候補者の指名については、客観性・公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が指名を決定することとしています。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会で指名を決定することとしています。

【取締役の報酬決定について】

監査等委員でない取締役の報酬については、客観性・公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定することとしています。報酬決定に際しては、本人の役割、成果・業績等を踏まえ決定します。また、中長期での貢献を促すことを目的として、新株予約権の付与を行うことがあります。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定することとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ることを目的として、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において定款の一部を変更し、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。それにより、取締役会から代表取締役等に対し業務執行に係る権限を委譲することで迅速で果敢な経営判断を促し、取締役会においては経営戦略及び経営課題に関する議論等、より大局的・実質的な議論を行うとともに、業務執行に対する監督機能の強化を図っています。また、監査等委員会においては、取締役会の議決権を有する監査等委員（いずれも独立社外取締役）が監査を行うことにより、監査・監督の実効性の向上を図っています。加えて、取締役の指名、経営陣幹部の選定・解職及び監査等委員でない取締役の報酬決定における客観性・公正性・透明性の確保を目的として、2018年12月に任意の指名・報酬諮問委員会を設置しました。

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されています。社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される取締役会を定例では原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、監査等委員でない取締役及び本部長等で構成される経営会議を原則週1回開催し、取締役会規程及び経営会議規程、職務権限規程等に基づき、業務執行に係る意思決定を行うと共に、業務執行状況の確認を行っています。また、経営会議には必要に応じて監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加しています。

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、業務分担に従い、監査等委員でない取締役・従業員等から職務の執行状況

について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧しています。また、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めています。そのため、当該体制によって経営の客観性を確保できていると考えています。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されることで持続的な成長途及び中長期的な企業価値向上を実現できると判断したため、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、第一集中日の数日前に株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家の皆様に向けたページを設け、(https://www.bm-sms.co.jp/ir/)、有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 財務企画部の所管業務としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守、社内体制及びIR活動の充実などを図ることにより、投資者をはじめとするステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- a. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。))においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ロ. 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ハ. 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役会に報告する。
- ニ. 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- ホ. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- ロ. 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。
- c. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- ロ. 当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役会に報告する。
- ハ. 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
- ロ. 当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
- ハ. 当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
- ニ. 当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。
- ホ. 当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。
- e. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- ロ. 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- ハ. 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- ニ. 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。
- f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ハ. 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。
- g. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- イ. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
- ロ. 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。
- h. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。
- i. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。
- j. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの説明を受ける。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整をはかり、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社は、「エス・エム・エス ビジネスガイドライン」に反社会的勢力に対する対応方法を明記し、必要に応じ周知啓発活動を実施する。
- (2)当社は、特殊暴力防止対策連合会等に加盟し、顧問弁護士事務所やその他社外の専門家及び関係機関と連携して対応する体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、IR活動を通じ株主・投資家との良好な関係を構築することが、敵対的買収に対する防衛につながると考えており、買収防衛策は導入していません。

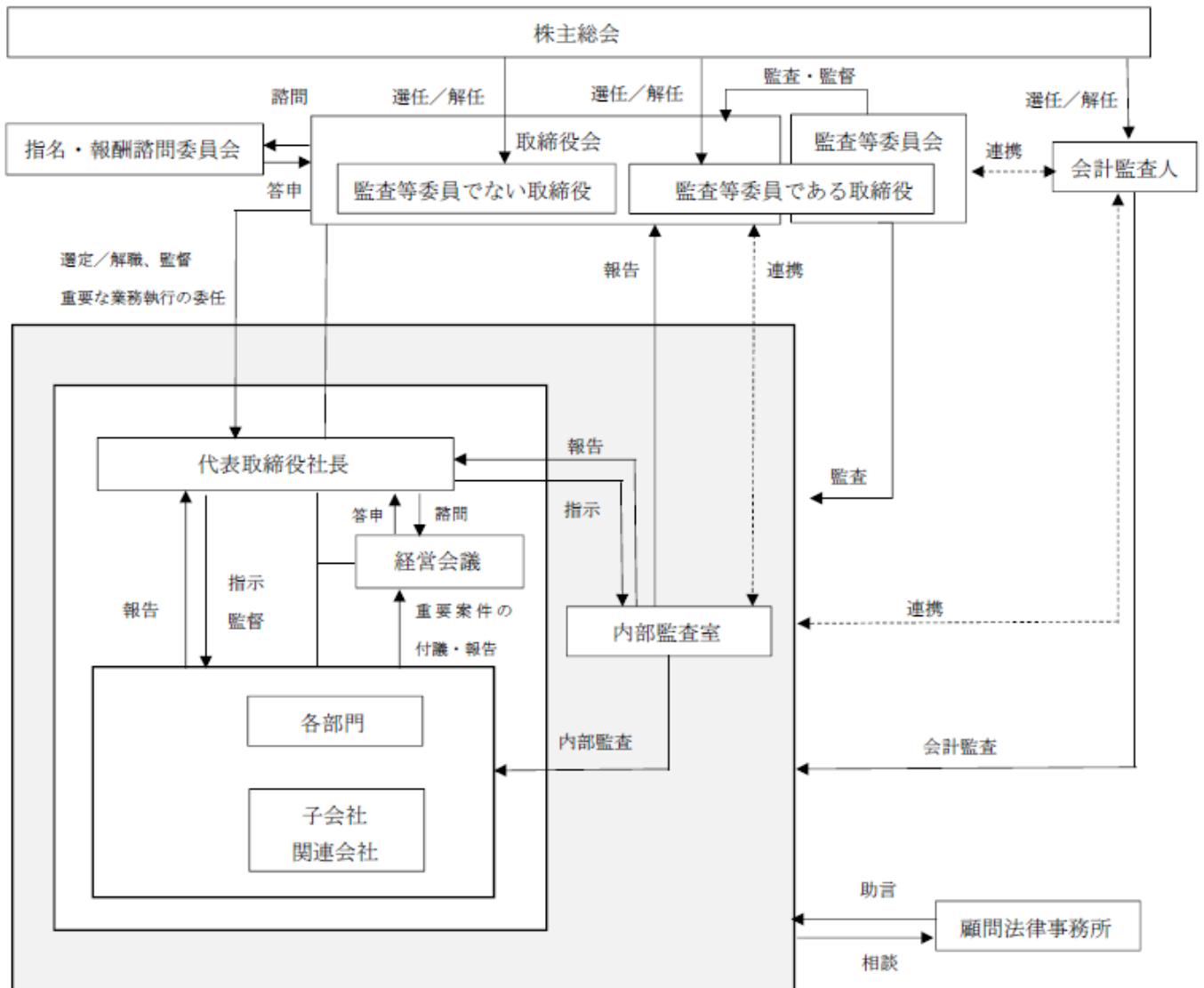
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社は、当社グループに対する社会的な信頼と適切な評価を得るために、株主・投資家の皆様に対して会社情報を適時・適切に開示することが不可欠と認識し、適時開示に係る社内体制を構築しています。

当社グループの重要事実に関する情報は、原則として当社取締役会または経営会議において決定または報告される体制となっています。重要事実に関する情報は各会議体の事務局が集約しています。IR部門は、各会議体の事務局、財務部門、リスクマネジメント部門等と連携して重要事実に関する情報の開示要否を判断し、情報開示責任者(代表取締役社長ならびに取締役経営管理本部長)の承認を受けて適時・適切な開示を実施しています。重要事実に関する情報は、リスクマネジメント部門が一元的に管理しています。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりです。



当社の適時開示体制は次のとおりです。

